

# 第4次西宮市総合計画 基本計画総論（原案）

平成20年7月

西宮市

# ～ 目 次 ～

<b>第 1</b>	<b>西宮市の概況</b> .....	<b>1</b>
1	歴史 .....	1
2	位置・地勢 .....	3
3	気象 .....	3
<b>第 2</b>	<b>計画の基本指標</b> .....	<b>4</b>
1	人口 .....	4
2	経済指標 .....	6
<b>第 3</b>	<b>市民の意識</b> .....	<b>7</b>
1	市内居住年数と年齢構成 .....	7
2	定住意識 .....	7
3	都市の印象 .....	8
4	都市の将来像 .....	9
5	まちづくりの重要課題 .....	10
<b>第 4</b>	<b>都市空間整備の基本的な方向</b> .....	<b>11</b>
1	地域別整備方針 .....	11
2	都市構造の設定 .....	11
<b>第 5</b>	<b>重点プロジェクト</b> .....	<b>12</b>
1	公共施設の耐震化 .....	12
2	多世代ふれあい事業 .....	12
3	環境問題への取り組み .....	12
4	市民ふれあいの森の整備 .....	132
5	スポーツ施設の整備 .....	13
6	ウォーターフロントの整備 .....	13
<b>第 6</b>	<b>基本計画の見直し</b> .....	<b>14</b>
<b>第 7</b>	<b>部門別計画</b> .....	<b>14</b>

# 第 1 西宮市の概況

## 1 歴史

「西宮」の名前の由来は数多くの説があり、都や主要な港の西に位置したという地理的な説や、一千年以上の歴史ある神社が、「京の都から西の方向にある社」という意味で使われ、やがてそれが地名へ転化したという説などが知られています。

古くより門前町として栄えていた西宮は、西国街道と中国街道の交差する地理的な条件もあり、商業の中心、宿場町として発展してきました。西宮の伝統産業である酒造は、室町時代頃から京の都で有名になり、江戸時代に「宮水」が発見され、西宮・今津港という立地条件にも恵まれ、「灘の生一本」として全国に知られるようになりました。

やがて、明治時代に入ると、それまでの伝統的な酒造業に加えて、食料品や製瓶といった軽工業が盛んになっていきます。また、国鉄、私鉄の鉄道網が次々と整備され、鉄道事業者によって鉄道沿線における積極的な住宅開発が行われ、良好な自然環境の魅力とあいまって、多くの人に移り住み、戦前に至るまで「阪神間モダニズム」と呼ばれる芸術・文化・生活様式が開花します。さらに、昭和初期以降、多くの私立大学が良好な教育環境を求めて移転してくるなど、現在の西宮市の文教都市、住宅都市の基礎は、この時代に作られたともいえます。しかし、太平洋戦争末期の空襲により、本市は、市街地の大半を焼失するという大きな被害を受けました。

やがて、戦後の復興を経て、高度経済成長の訪れとともに、急速に発展を続ける中であって、本市は、昭和 38 年に「文教住宅都市宣言」を行い、良好な住宅地と恵まれた教育環境を生かしたまちづくりを進めることを明らかにしました。

その後、昭和 50 年には人口が 40 万人を超え、本市は着実に全国有数の規模の自治体へと成長していきました。

こうした中で、平成 7 年 1 月 17 日未明に発生した兵庫県南部地震により、本市は壊滅的な打撃を受けました。しかし、いち早く市民生活の再建と都市の復興に懸命に取り組んだ現在、まちは復興し、震災前のにぎわいを取り戻しています。また、人口も震災前の 42 万人を大きく超え、平成 18 年には 47 万人となり、平成 20 年 4 月には中核市に移行し、さらに魅力ある都市として躍進しようとしています。

## 市制の沿革

年 月	大正時代
大正 14 年 4 月	西宮町が市になる
大正 15 年 4 月	市章制定
年 月	昭和時代
昭和 8 年 4 月	今津町、芝・大社村を合併
昭和 16 年 2 月	甲東村を合併
12 月	太平洋戦争始まる
昭和 17 年 5 月	瓦木村を合併
昭和 20 年 5 月	第1回の空襲を受ける
8 月	太平洋戦争終結
昭和 21 年 12 月	西宮市歌制定
昭和 26 年 4 月	鳴尾・山口・塩瀬村を合併
昭和 33 年 9 月	上ヶ原が全国で2番目の文教地区に
昭和 36 年 9 月	アメリカ合衆国のスポークン市と姉妹都市提携
昭和 37 年 1 月	安全都市を宣言
昭和 38 年 11 月	文教住宅都市を宣言
昭和 40 年 3 月	市花に「さくら」を選定
昭和 44 年 4 月	西宮市平左衛門町と尼崎市田近野交換
昭和 45 年 11 月	市民憲章と市旗制定
昭和 46 年 4 月	西宮市総合計画策定
昭和 52 年 5 月	ブラジルのロンドリーナ市と友好協力都市提携
昭和 53 年 9 月	市の木に「くすのき」を選定
昭和 56 年 10 月	鹿児島県名瀬市と友好都市提携
昭和 58 年 12 月	平和非核都市を宣言
昭和 60 年 7 月	中国の紹興市と友好都市提携
昭和 61 年 4 月	西宮市新総合計画策定
年 月	平成時代
平成 3 年 3 月	高知県檜原町と友好交流提携
平成 4 年 4 月	フランスのロット・エ・ガロンヌ県及びアジャン市と友好都市提携
平成 7 年 1 月	兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)、震度7。激甚災害指定
平成 11 年 4 月	第3次西宮市総合計画策定(計画期間:平成 20 年度まで)
平成 12 年 4 月	保健所設置市に移行し西宮市保健所開設
平成 15 年 12 月	環境学習都市を宣言
平成 17 年 1 月	震災から 10 年「西宮市犠牲者追悼式」を挙行
平成 20 年 4 月	中核市へ移行

## 2 位置・地勢

本市は、兵庫県の東南部、大阪湾北部沿岸にあり、東は武庫川・仁川を境に尼崎・宝塚両市に、西は芦屋市に、北は六甲山系北部で神戸市にそれぞれ接し、阪神地域の中央部に位置しています。

市域は、南北 19.2km、東西 14.2km、総面積 100.18k m<sup>2</sup>で、北部の山地部と南部の平野部に分かれ、そのほぼ中間に、西宮の象徴ともいべき甲山（標高 309m）があり、付近は六甲山系の東端にあたる台地を形成しています。

また、市域内には、武庫川や夙川をはじめとする二級河川が 17 あり、総面積の約 70% を占める山地には名塩断層や六甲断層（有馬 - 高槻構造線）、市街地には西宮断層や甲陽断層など、13 の活断層の存在が明らかになっています。

## 3 気象

本市は、地形上南北に長くその中間を六甲山系が横断しているため、気象条件は、山間部に属する北部地域と、大阪湾に臨む南部地域とではやや異なりますが、その特性は概ね瀬戸内海性気候を示し、晴天が多く、気候は温暖で湿度も低いといえます。また、南部地域では、顕著な海陸風がみられます。

## 第2 計画の基本指標

### 1 人口

#### (1) 総人口

本市の人口は、市制施行時の大正14年(1925年)には約3万4千人でした。その後、市域の拡大と都市化の進展とともに増加を続け、昭和50年(1975年)には40万人を超えました。

しかし、その一方で、昭和46年(1971年)から転出数が転入数を上回るようになり、昭和47年(1972年)以降は出生率も低下し始めました。そのため、平成2年(1990年)の426,909人をピークに、市の人口は減少傾向に転じます。さらに、平成7年(1995年)に発生した大震災の影響は大きく、同年の国勢調査の結果は、39万人まで落ち込みました。

その後、南部地域では、震災復興にあわせ、中高層マンションなど多くの住宅が供給されました。また、北部地域では、宅地開発による住宅の供給が行われました。こうした住宅の供給により、本市の人口は、震災前の数字を大きく上回り、平成12年(2000年)の国勢調査では44万人、平成17年(2005年)の国勢調査では47万人まで増加しています。

#### (2) 将来人口の推計

コーホート要因法( )に基づく推計の結果、本計画の目標年度である平成30年度(2018年度)における本市の人口は、概ね509,000人が予測されています。

コーホート要因法：各年齢階層に、過去の死亡率と転入・転出の傾向を乗じて、人口の将来値を推計する手法。0歳人口は、母親世代の人数と出生率から算出される。長期的な人口を予測する手法は数多く存在するが、現在、この手法が世界的に最も用いられている。

	平成19年 2007	平成20年 2008	平成21年 2009	平成22年 2010	平成23年 2011	平成24年 2012
全市	472,000	477,000	481,000	485,000	489,000	493,000
本庁	192,000	194,000	196,000	198,000	199,000	201,000
鳴尾	99,000	100,000	101,000	102,000	102,000	103,000
瓦木	70,000	71,000	71,000	72,000	72,000	73,000
甲東	67,000	67,000	67,000	68,000	68,000	68,000
塩瀬	27,000	27,000	28,000	29,000	29,000	30,000
山口	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000

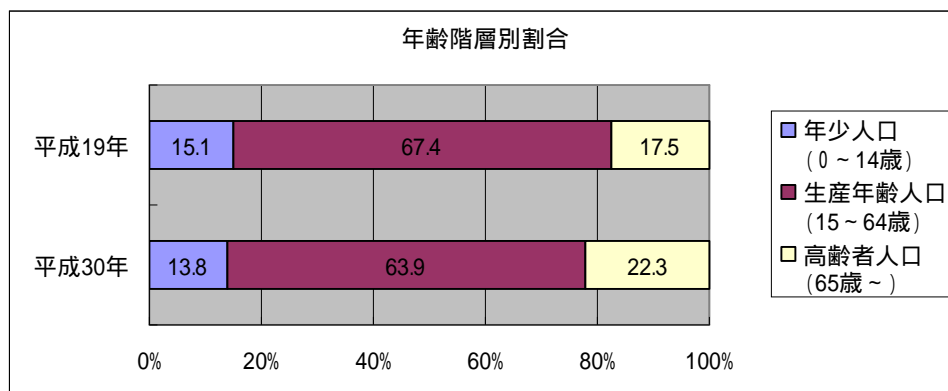
	平成25年 2013	平成26年 2014	平成27年 2015	平成28年 2016	平成29年 2017	平成30年 2018
全市	496,000	499,000	502,000	505,000	507,000	509,000
本庁	203,000	204,000	205,000	207,000	208,000	209,000
鳴尾	104,000	104,000	105,000	105,000	106,000	106,000
瓦木	73,000	74,000	74,000	74,000	74,000	75,000
甲東	68,000	69,000	69,000	69,000	69,000	69,000
塩瀬	30,000	31,000	31,000	32,000	32,000	33,000
山口	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000

端数処理の都合上、全市と地区合計が一致しない年がある。

年齢構成では、平成19年（2007年）4月1日現在の、わが国の総人口における年齢構成は、年少人口（0～14歳）が13.6%、生産年齢人口（15～64歳）が65.2%、高齢者人口（65歳～）が21.2%となっています（1）。一方、本市における年齢構成は、年少人口が15.1%、生産年齢人口が67.4%、高齢者人口が17.5%となっており、全国平均よりも若い年齢構成になっています（2）。

しかし、全国的にみられる少子高齢化の流れは、本市においても例外ではなく、今回の推計結果によれば、本計画の目標年度である平成30年度（2018年度）には、高齢化率が20%を超えることが予測されています。

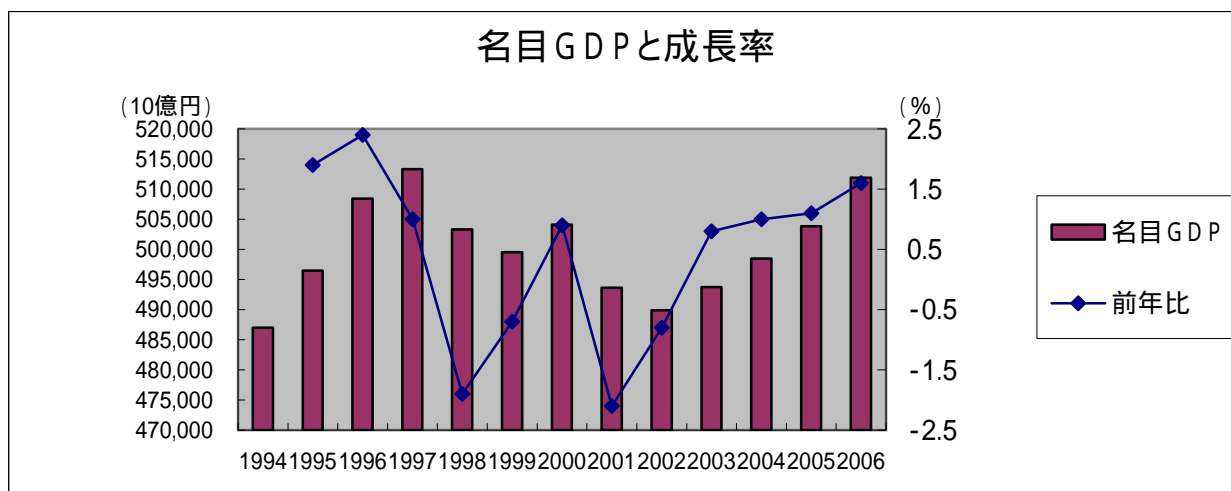
- （1）総務省統計局データより
- （2）住民基本台帳および外国人登録人口



## 2 経済指標

わが国の経済は、バブル経済の崩壊後、景気が長期にわたって低迷してきましたが、平成 14 年（2002 年）を底として改善に向かい、地域間などで不均衡があるものの、これまで、一定の長い回復を続けてきました。

しかしながら、長い不況からようやく回復を示したとはいえ、近年の物価高による個人消費の落ち込みなど、わが国経済の不安定要因が解消されたわけではなく、本市の経済においても大きな成長が見込める状況ではありません。



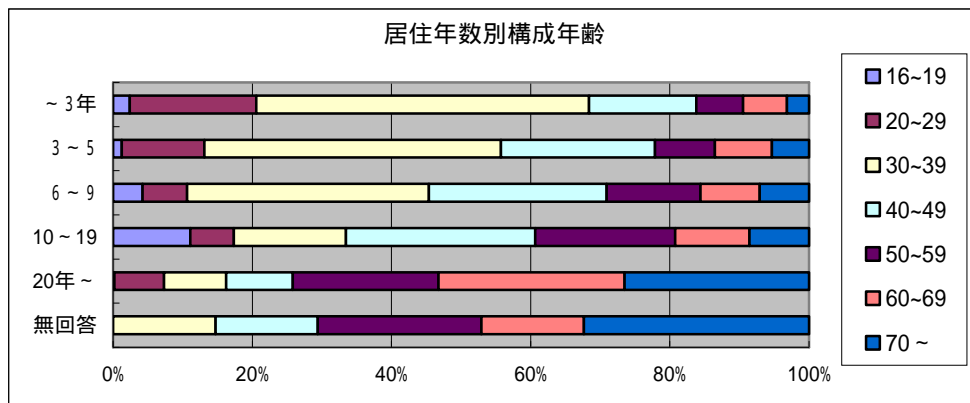


## 第3 市民の意識

本計画の策定にあたっては、多くの意見を計画へ反映するため、それぞれ5,000名の市民を対象に、平成18年度に市民満足度調査（有効回収数2,720、有効回収率54.4%）、平成19年度に市民アンケート（有効回収数2,825、有効回収率56.5%）を行いました。以下は、市民アンケート（(5)は市民満足度調査）結果の一部です。

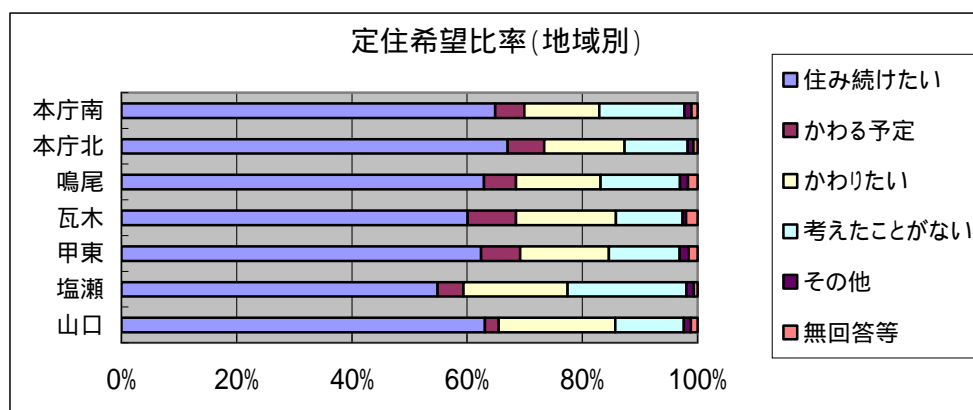
### 1 市内居住年数と年齢構成

市内居住年数は、居住年数が短い区分では、20～40代が大半を占め、居住年数が長い区分では、50代以上が大半を占める結果となっています。特に、5年以下の30代の数が多くっており、これは、震災後の復興と開発によって子育て世代が転入したことによるものだと思います。



### 2 定住意識

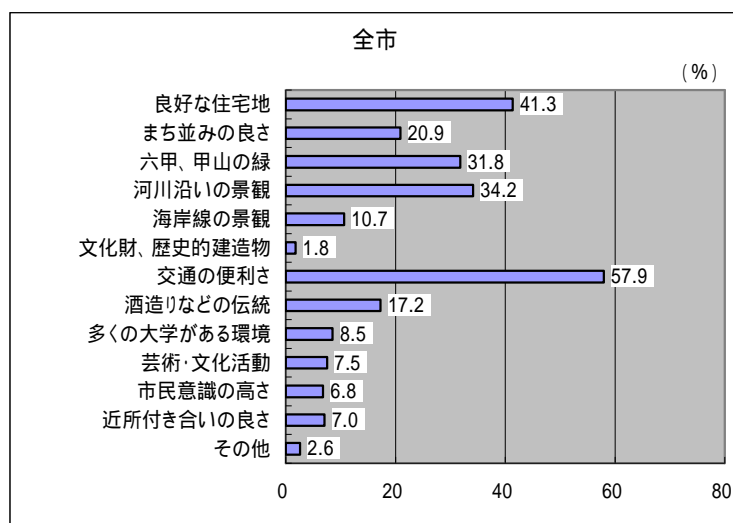
全市的にみると、「現在の場所にこのまま住み続けたい」とする人の割合は63.5%となっています。地域別では、本庁北地区が最も高く（67.1%）、塩瀬地区が最も低い結果となっています（54.8%）。



### 3 都市の印象

西宮の良さについて12個の選択肢から、印象の強いものを3つ選んでもらったところ、全市の結果では、「交通の便利さ」、「良好な住宅地」、「河川沿いの景観」が上位となりましたが、地域別の結果をみると、それぞれの地域特性が、結果に影響を与えていることがうかがえます。

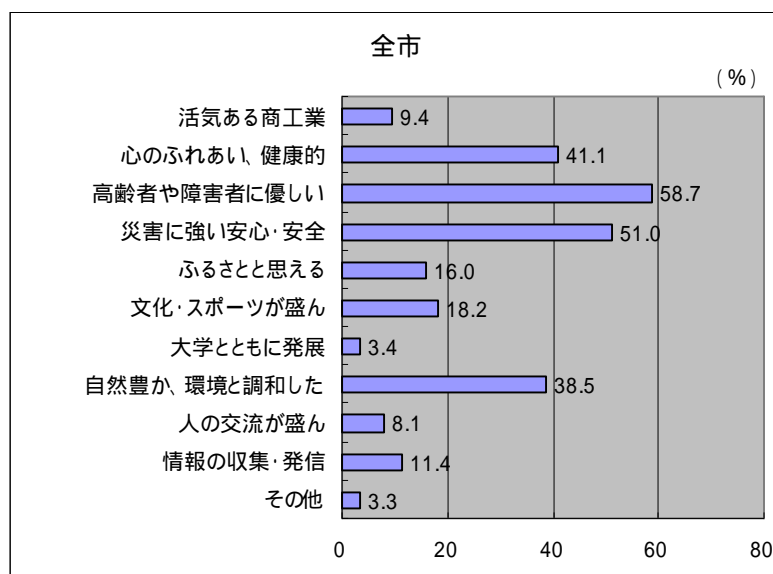
	本庁南	本庁北	鳴尾	瓦木	甲東	塩瀬	山口	合計
1 : 良好な住宅地	163	327	229	162	181	69	37	1,168
2 : まち並みの良さ	96	167	125	75	75	30	23	591
3 : 六甲、甲山の緑	148	275	128	90	145	64	49	899
4 : 河川沿いの景観	201	283	196	121	112	42	10	965
5 : 海岸線の景観	107	42	101	21	17	8	5	301
6 : 文化財、歴史的建造物	11	11	12	6	5	3	3	51
7 : 交通の便利さ	383	361	382	253	207	46	5	1,637
8 : 酒造りなどの伝統	164	89	117	38	45	24	10	487
9 : 多くの大学がある環境	25	42	39	29	82	19	5	241
10 : 芸術・文化活動	30	69	28	29	38	12	7	213
11 : 市民意識の高さ	29	46	38	15	36	20	8	192
12 : 近所付き合いの良さ	36	34	49	18	30	21	11	199
13 : その他	10	22	17	5	8	6	6	74
計	1,403	1,768	1,461	862	981	364	179	7,018



## 4 都市の将来像

西宮の将来像について10個の選択肢から、印象の強いものを3つ選んでもらったところ、すべての地域において「高齢者や障害者などすべての人にやさしいまち」、「災害に強い安全で安心できるまち」が高い支持を得ており、市内全体で見ると、50%を超えています。次いで、「心のふれあいがある健康的で明るいまち」、「自然が豊かで、リサイクル活動もさかんな環境と調和したまち」が約40%となっています。

	本庁南	本庁北	鳴尾	瓦木	甲東	塩瀬	山口	合計
1 : 活気ある商工業	58	69	45	30	40	17	7	266
2 : 心のふれあい、健康的	223	278	242	135	178	69	35	1,160
3 : 高齢者や障害者に優しい	333	395	354	209	221	90	57	1,659
4 : 災害に強い安心・安全	287	358	316	175	188	82	36	1,442
5 : ふるさどと思える	97	104	101	50	61	28	11	452
6 : 文化・スポーツが盛ん	84	143	101	80	68	23	14	513
7 : 大学とともに発展	11	25	14	17	19	7	4	97
8 : 自然豊か、環境と調和した	235	301	198	114	153	56	32	1,089
9 : 人の交流が盛ん	46	42	53	30	34	16	8	229
10 : 情報の収集・発信	70	74	66	48	43	11	9	321
11 : その他	17	23	19	13	11	8	3	94
計	1,461	1,812	1,509	901	1,016	407	216	7,322

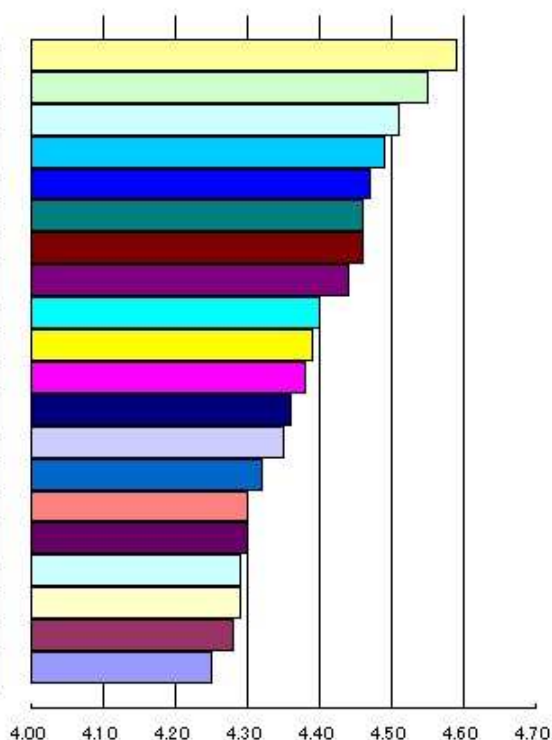


## 5 まちづくりの重要課題

第3次総合計画の全61施策について、「今後、まちづくりを進めていくうえで、どのくらい重要だと思うか」について5段階評価（「重要」、「やや重要」、「どちらともいえない」、「あまり重要でない」、「重要でない」）を回答してもらったところ、平均スコアの上位5施策は、「災害に強いまちづくり」（4.59）、「防犯・交通安全対策の推進」（4.55）、「医療保険と医療費助成」（4.51）、「高齢者福祉の充実」（4.49）、「地域保健医療体制の充実」（4.47）となりました。

まちづくり重要課題(上位20施策)

災害に強いまちづくり	4.59
防犯・交通安全対策の推進	4.55
医療保険と医療費助成	4.51
高齢者福祉の充実	4.49
地域保健医療体制の充実	4.47
水の安定供給	4.46
消防・救急救助体制の充実	4.46
地域福祉の推進	4.44
小・中学校教育の充実	4.40
下水道・河川の整備	4.39
障害のある人の福祉の充実	4.38
児童・ひとり親家庭福祉の充実	4.36
廃棄物処理と資源リサイクルの推進	4.35
公害対策の推進	4.32
青少年の健やかな成長と社会への参加	4.30
自然環境の保全と活用	4.30
資源の循環と有効利用	4.29
駐車対策の推進	4.29
行政経営改革、行財政改善、財政運営	4.28
情報提供と広聴の充実	4.25



※ 全61施策の平均ポイントは3.99

## 第4 都市空間整備の基本的な方向

本市は、恵まれた自然環境と交通至便な立地条件を生かして活発な都市活動が生まれ、阪神間の市街地の主要な一画を形成し、住宅を中心に商工業など多様な都市活動が営まれている南部地域と、事業系の土地利用を中心とした臨海地域、そして六甲山系の豊かな自然環境に郊外型住宅地が連たんする北部地域の3地域に大別されます。

都市空間の整備にあたっては、市街地の形成過程や日常の生活圏、自然環境等を考慮のうえ、都市構造や土地利用の方向を明確に示すとともに、市街地の整備や都市機能の適正な配置、都市交通体系の確立、防災機能の向上、公園緑地の整備、都市景観の育成などを図り、地域の個性や魅力を生かした誰もが快適で暮らしやすいまちづくりを進めます。

### 1 地域別整備方針

#### (1) 南部地域

南部地域においては、合理的で秩序ある土地利用を進め、良好な住環境や産業環境、都市景観を育成するとともに都市の基盤整備や都市施設の整備に努め、災害に強く魅力的で活力ある市街地の形成を目指します。

#### (2) 北部地域

北部地域においては、無秩序な開発を防止し、自然環境や農地の保全に努めるとともに、交通条件の整備など都市機能の充実と生活環境の改善に努め、地域の特性に応じた市街地の形成を目指します。

#### (3) 臨海地域

臨海地域においては、自然海浜の保全や公園緑地整備等により魅力ある親水空間と景観の形成に努めるとともに内陸部との連携を図りつつ、良好な産業環境の維持、育成や産業活動の振興に努めます。

### 2 都市構造の設定

#### (1) 都市核・地域核

阪急西宮北口駅周辺地区および市役所周辺を含めた阪神西宮・JR西宮駅周辺地区をそれぞれ都市核とし、本市の拠点にふさわしい魅力的なまちなみの形成に努め、両都市核の連携に努めます。

また、主要な駅前を中心とする商業地等を地域核とし、地域住民の日常生活の拠点として、地域に適した商業集積や住民サービス施設の誘導に努めます。

#### (2) 都市軸

広域的な道路や鉄道などのネットワークを都市軸として設定し、商業・業務機能、教育・文化施設、緑地などの連携を強化するとともにその機能の向上に努めます。

## 第5 重点プロジェクト

まちづくりの基本目標「ふれあい 感動 文教住宅都市・西宮」及び将来のまちのイメージを実現し、今後のまちづくりにおいて、市民が夢や希望、安心を実感できるような事業施策を重点プロジェクトと位置付け、重点的に実施します。

### 1 公共施設の耐震化

阪神・淡路大震災を経験した本市として、今後発生が予想される地震による住宅や建築物の倒壊及びこれに起因する被害を減少させる「減災」の取り組みを一層進めていく必要があります。

公共施設は、災害時には学校は避難場所等として活用され、市庁舎等では被害情報の収集や災害対策指示が行われるなど、多くの施設が応急活動の拠点として活用されます。地震発生時における市民生活への影響を最小限にするため、災害活動の拠点となる施設や学校、集会施設などの多数の市民が利用する施設、あるいは水道施設などのライフライン関連施設の耐震化を進めます。

### 2 多世代ふれあい事業

少子高齢化や核家族化の進行、市民意識の多様化などにより、人と人とのつながりが希薄化しています。多様なふれあいは、人の心を和ませ、人と人とのつながりを促し、互いに支えあい、心かよう地域社会をもたらすもので、これからのまちづくりの重要な取り組みとなっています。

このため、子どもとお年寄り、あるいは若者とお年寄りなど、多世代がふれあい交流するプログラムを策定し、総合的に施策の展開を図るとともに、全市的な拠点施設を整備します。

### 3 環境問題への取り組み

近年の環境問題は、身近なことから地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球規模にまで広がりを見せ、その解決のためには、あらゆる場や機会環境学習や保全活動を展開することが必要です。

環境学習都市として高い評価を受けている、本市の環境問題への取り組みを一層特徴づけ効果的に推進するため、子どもたちをはじめ市民一人ひとりが身近な場所で環境の大切さを認識し、自主的に環境学習や保全活動を行う契機となり、さらに、地球温暖化防止に資するよう、自然エネルギーを利用した太陽光発電パネルを全学校に設置するとともに、公共施設の壁面緑化を進めます。

## 4 市民ふれあいの森の整備

公園や緑地といった都市の緑とオープンスペースは、環境保全や景観形成、さらには市民のレクリエーション利用や防災の面からも、重要な役割を担っています。

市街地にあって、市民がゆとりとうるおいのある緑の空間の中で、憩い、語り合い、スポーツ活動に親しむなど豊かな市民生活が享受できることを目指して、中央運動公園にある陸上競技場を他の適地に整備し、その跡地及び津門中央公園周辺から西部工場にかけての東川および津門川沿いに防災機能の充実も図りながら、市民ふれあいの森を整備します。

## 5 スポーツ施設の整備

市民が生涯を通じてスポーツに親しみ、スポーツをする機会を持つことは、健康や体力の増進をもたらすほか、相互の交流を通じて、生きいきとした活気のある地域社会の実現につながるもので、スポーツ・レクリエーション施設の整備が重要となっています。

このため、中央体育館を各種のスポーツ施設を併せ持つ、魅力的な総合的な体育施設として建替え整備するとともに、中央運動公園の陸上競技場については、単独の施設として他の適地に整備します。

## 6 ウォーターフロントの整備

ウォーターフロントは、陸と海が出会う場であり、内陸部にはない魅力を持った空間で、まちの活性化を促し、都市イメージの向上を図る上で大切な役割を果たす空間です。

市民が気軽に散策やジョギングなどの軽スポーツ、海洋性スポーツレクリエーションなどを楽しむことができるよう、西宮旧港の整備による緑地の確保、市道の拡幅、それに続く御前浜公園や西宮浜総合公園の整備を一体的に行い、市民生活に憩いとうるおいを与える回遊性と親水性に富んだ空間の創出を目指します。

## 第6 基本計画の見直し

計画の中間年度(平成25年度)において、社会経済情勢の変化や施策の大綱に基づく各施策の進捗状況などを検証し、基本計画の内容について必要な見直しを行います。

## 第7 部門別計画

本計画に掲げるそれぞれの施策を具体化するために、各種の部門別計画が策定されています。

これらの計画は、施策の基本方針にそって、本計画を補完し、推進していくものです。施策の基本方針ごとに策定されている主な部門別計画は、次のとおりです。

### (1) いきがい・つながり

計画名	計画の概要	計画期間
「人権教育のための国連10年」西宮市行動計画	人権施策を総合的かつ体系的に推進し、すべての人の人権が尊重され、市民一人ひとりが安心して幸せに暮らせる社会の実現を目指して策定。	平成12年4月 ～ 平成21年3月
西宮市男女共同参画プラン	「男女がいきいきと躍動する男女共同参画社会の実現」を基本理念とし、「男女の人権の尊重」「あらゆる分野での男女共同参画の推進」「エンパワーメントの促進」「仕事と家庭・地域生活の両立」を基本的視点として策定。	平成19年4月 ～ 平成29年3月
西宮市外国人市民施策基本方針	外国人市民施策を総合的かつ体系的に推進していくための指針であり、また行政のみならず、市民、企業など全ての関係者にとっての指針になるもの。	平成10年7月 ～
西宮市生涯学習推進計画	広範な概念を持つ生涯学習について、市の考える理念を整理し、その中で生涯学習の体系化を図り、行政の役割を再認識し、あわせて、行政以外の生涯学習推進組織との連携を図るために策定。	平成12年10月 ～
西宮市子ども読書活動推進計画	子どもたちの発達段階に応じた豊かな読書環境を整え、判断力を備えた「生きる力」をもった子どもたちを育てるため、図書館や学校、地域、家庭などが連携しながら、すべての子どもがあらゆる機会、あらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができる環境を整備することを基本方針として策定。	平成20年10月 ～



西宮市文化振興ビジョン	「文化 美しい風 西宮」を基本理念に掲げ、市民と行政が一体となり美しい風土や優れた市民文化を、多様な出会いと交流を通して創造的に発展させて将来に引き継いでいくことによって、住みよいまちづくりを進めるための基本的な指針となるもの。	平成 18 年 4 月 ～ 平成 27 年 3 月
-------------	--	---------------------------------

## (2) すこやか・はぐくみ

計画名	計画の概要	計画期間
西宮市次世代育成支援行動計画	子どもやすべての子育て家庭、また、みんなが暮らしやすいまちの実現に向け、「子どもの幸せを第一に考える」「子育てが楽しく思えるまちをめざす」「まち全体で子どもを育む」という視点のもと、「子どもが輝くまち・人にやさしいまち・西宮へ」という基本理念の実現をめざすべく策定。	平成 17 年 4 月 ～ 平成 22 年 3 月

## (3) あんしん・あんぜん

計画名	計画の概要	計画期間
西宮市地域福祉計画	「地域福祉に関する施策のより着実な推進」「市民一人ひとりの地域福祉に対する意識の高揚を図る」「地域福祉を市民、行政、サービス提供事業者などの協働のもとに推進」などを図るための仕組みづくりを明らかにするものとして策定。	平成 17 年 4 月 ～ 平成 22 年 3 月
西宮市高齢者保健福祉計画・西宮市介護保険事業計画	平成 17 年の介護保険法の改正に伴い、高齢者保健福祉事業と介護保険事業を推進するため、「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に改定。	平成 18 年 4 月 ～ 平成 21 年 3 月
西宮市障害福祉推進計画	平成 13 年に策定した「西宮市障害福祉推進計画」の進捗状況や、障害者自立支援法等の国による障害保健福祉政策の改革の方向、社会情勢、ニーズの変化等を踏まえつつ、すべての人の人権が尊重され、だれもが安心して暮らせるまちづくりをめざす障害福祉施策の基本的方向性と具体的な取り組みについて明らかにしていくものとして策定。	平成 18 年 4 月 ～ 平成 24 年 3 月
にしのみや健康づくり 2 1	「すべての人が健やかに心豊かに生活できる活力ある社会」の実現を図るため、早死の減少や健康寿命を伸ばすことを目的に、日常生活における具体的で実行しやすい行動指標を提示するものとして策定。	平成 14 年 4 月 ～ 平成 24 年 3 月
西宮市立中央病院第 2 次経営健全化計画	市立中央病院の厳しい経営状況の改善をめざし、平成 15 年度から 3 か年にわたる経営健全化計画に引き続いて、「効率性の高い病院経営」「診療機能を充実させたより良い地域医療の提供」によって経営基盤を強化し、健全経営の確立を図るために策定。	平成 18 年 4 月 ～ 平成 23 年 3 月

西宮市地域防災計画	災害対策基本法に基づき、「地震災害」「風水害等」「海上災害」「原子力災害」「大規模事故災害」について、市の処理すべき事務・業務に関して総合的かつ計画的な対策を定め、市民の生命、身体および財産を保護することを目的として策定。	昭和 38 年 ~
西宮市水防計画	水防法に基づき、市内の河川や海岸、港湾、ため池等で洪水や高潮等が発生した場合の体制・情報伝達・水防活動・避難指示や水防設備について示したものの。	昭和 37 年 ~
西宮市危機管理指針	危機事態等が本市域若しくはその周辺で発生した場合における市民の生命、身体を保護し、安心と安全を確保するため、市が実施すべき危機管理に対する考え方を策定。	平成 17 年 ~
西宮市国民保護計画	国民保護法に基づいて、武力攻撃事態等から市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活や市民経済への影響が最小となるように、住民の避難、救援、武力攻撃への対処などの保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要となる事柄を定めたもの。	平成 19 年 3 月 ~
西宮市耐震改修促進計画	「西宮市耐震改修促進計画」は、安心・安全な都市づくりを推進するため、また、阪神・淡路大震災を経験した本市として、今後発生が予想される地震による住宅や建築物の倒壊及びこれに起因する被害を減少させる「減災」の取り組みを一層進めるため、旧耐震基準で建築された既存建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進していくことを目的として策定。	平成 20 年 4 月 ~ 平成 28 年 3 月
西宮市水道ビジョン	市の水道のめざすべき将来像を描き、その実現に向けた取り組みを示すものとして策定。5つの基本目標を設定し、これに基づき具体的な取り組みが進められることを目的としている。	平成 19 年 4 月 ~ 平成 30 年 3 月
西宮ウォーターリニューアル 21（西宮市水道施設整備計画）	「西宮市水道施設耐震化基本計画」を含む施設整備計画として、施設整備による効果や効率性を考慮して整備優先順位を定めるなど今後の課題についての長期的な指針として策定。	平成 13 年 3 月 ~ 平成 37 年 3 月
西宮市水道施設耐震化基本計画	兵庫県南部地震で受けたものと同程度の地震動を想定し、それに対応できるように、「水道施設の耐震化」「バックアップ機能の強化による水供給の継続」「応急給水対策」「復旧対策」を定めた計画。	平成 7 年 6 月 ~ 平成 37 年 3 月
西宮市工業用水道施設耐震化基本計画	兵庫県南部地震で受けたものと同程度の地震動を想定し、それに対応できるように、「導水施設・浄水施設・配水施設等の耐震化」「各施設のバックアップ機能の強化」を定めた計画。	平成 7 年 6 月 ~ 平成 37 年 3 月
西宮市水道局震災応急対策計画	市内において震度 4 以上の地震が発生した場合に、地域防災計画における市災害対策本部の給水部として、応急対策の諸活動を迅速かつ的確に実施できる体制をつく	平成 8 年 4 月 ~

	り、通常給水の早期の回復と計画的な応急給水を実施することを目的とする計画。	
西宮市 公共下水道全体計画	市の将来の状況に対応した長期的な下水道の実施計画であり、計画区域や排除方式を含め、下水道施設の配置、規模、能力などを定めたもの。	平成 17 年 4 月 ~
にしのみや住宅マスタープラン	震災による教訓を踏まえ、本市のすまい・まちづくりのあるべき方向性をさぐり、今後の住宅政策の基本的な方針・目標を設定し、体系的・総合的にすまい・まちづくりの施策展開を図ることを目的として策定。	平成 14 年 6 月 ~ 平成 24 年 3 月
西宮市営住宅ストック総合活用計画	市営住宅の現状や今後の役割などについて検討し、市民の多様な住宅ニーズの変化に柔軟に対応した住宅政策の展開を図り、効果的で効率的な市営住宅整備の取り組みの推進を目的として策定。	平成 14 年 6 月 ~ 平成 24 年 3 月
西宮市交通安全計画	平成 18 年度から 5 年間に講ずべき陸上交通の安全に関する施策の大綱を定め、市・関係機関・団体等が交通の状況や地域の実態に即して、交通安全に関する施策を具体的に定め、実施していくことを目的として策定。	平成 18 年 4 月 ~ 平成 23 年 3 月
西宮市交通バリアフリー基本構想	高齢者や身体障害者などが公共交通機関を利用して移動する際の利便性及び安全性の向上を図るため、市内 5 地区の重点整備地区について、駅及び駅周辺地区におけるバリアフリー整備に関する基本構想を策定したもの。	平成 15 年 7 月 ~ 平成 23 年 3 月

#### (4) うるおい・かいてき

計画名	計画の概要	計画期間
西宮市新環境計画	西宮に住み、学び、働くすべての市民が環境問題について学び、やるべきこと、できることを考え、環境をよくするための行動を実践していくことを表明した「環境学習都市宣言」を具体的に実現していくための計画として策定。	平成 17 年 4 月 ~ 平成 31 年 3 月
第二次西宮市地球温暖化対策実行計画	地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に規定する「実行計画」(温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画)として地球温暖化対策に重点を置いて策定。	平成 20 年 4 月 ~ 平成 25 年 3 月
緑の基本計画	都市緑地保全法に規定する「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として、本市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定。	平成 14 年 4 月 ~ 平成 34 年 3 月
西宮市森林整備計画	本市の森林管理の基本方針となり、森林所有者の施業方針となるもの。市内の民有林を計画区域とし、重視すべき公益的機能に応じた関連施策を通じて、望ましい森林状態に誘導することを目的に策定。	平成 19 年 4 月 ~ 平成 29 年 3 月

西宮市ごみ減量推進計画～チャレンジにのみや25～	環境学習都市の精神を具体化するため、市民、事業者、行政が協働・連携して、廃棄物等の発生抑制、資源の循環利用及び適正な処分を確保し、「資源循環型社会」の形成を図ることを目的として策定。	平成20年3月 ～ 平成31年3月
西宮市一般廃棄物処理基本計画	廃棄物処理法に基づき策定する計画で、本市のごみの排出抑制・再資源化及びごみの発生から最終処分に至るまでの適正処理を行うために必要な基本的事項を定めたもの。	平成17年8月 ～ 平成32年3月
都市景観形成基本計画	景観資源を活かした都市景観をまもり、つくり、そだてることを目的に策定。本市が目指す都市景観像を定めるとともに、取り組みの主体としての、市民・事業者・行政の役割と具体的な取り組みの内容を示す。	平成元年4月 ～
西宮市の都市計画に関する基本的な方針(都市計画マスタープラン)	都市計画法に基づき、社会情勢の変化や市民意識を的確にとらえ、都市全体及び地域別の将来像・まちづくりの施策を示し、これらを行政・市民・事業者が共有し、地域の特性を生かしたまちづくりを進めるために策定。	平成14年8月 ～ 平成24年8月

### (5) にぎわい・そうぞう

計画名	計画の概要	計画期間
カレッジタウン西宮構想	大学の集積を市の貴重な文化的資源として位置付け、「大学間の交流」「市民と大学の交流」「行政・大学・市民の連携」「学園都市の魅力づくり」を4つの柱に、都市文化の向上と賑わいや活力のある魅力的なまちづくりを目指して策定。	平成18年7月 ～ 平成24年3月
西宮市産業振興計画	市が財政的にも自立した都市を目指すために、まちの活力や独自性をより強化し、地域経済の担い手となる産業界の自助努力を支援していくために、5年間の産業振興の指針として策定。	平成18年7月 ～ 平成24年3月
西宮市農業振興計画	地産地消を推進するとともに、緑地空間の保全を始め環境との共生を図るなど、多方面に配慮した持続可能な農業振興を目指すことを目的として策定。	平成18年4月 ～ 平成28年3月

### (6) 計画推進のために

計画名	計画の概要	計画期間
西宮市行政経営改革基本計画	「限られた経営資源を最大限に活用し、市民満足度の高い行政運営を行う」という経営理念を実現するため、「行政経営型マネジメントの確立」と「参画と協働によるまちづくりの推進」の2つの柱の下に、次期総合計画の開始時期までの5年間で、その新体制の構築を目指すものとして策定。	平成16年4月 ～ 平成21年3月

西宮市人材育成基本方針	「活力と希望に満ちた西宮市の実現」「組織の活性化」等を目的とし、その実現のために「情熱と意欲を持つ職員」などの育成を目標として、求められる職員像と能力を明確にするとともに、人材育成への総合的な取り組みの実施に向けた基本方針として策定。	平成 15 年 1 月 ~
第 3 次西宮市行財政改善実施計画	財政の危機的状況に対応するために策定。常勤特別職の報酬や職員の給料の減額、職員数の削減などによる人件費の見直しその他による内部管理経費の削減、市単独扶助費や各種補助金などの市民サービスの見直しを柱として、行財効果額は 2 1 2 億円を見込む。	平成 17 年 4 月 ~ 平成 21 年 3 月
第 2 次西宮市情報化推進計画	市がこれまで築いてきた情報基盤を活かし、市民満足度の向上とともに、ICT（情報通信技術）を活用した行政改革を一層推進し、効率的・効果的な行政運営に努めるため、「心かよう、開かれた電子自治体へ」へのさらなるビジョンを示すことを目的として策定。	平成 18 年 4 月 ~ 平成 23 年 3 月